

山鹿市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

山鹿市長 早田 順一

山鹿市規則第17号

山鹿市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

山鹿市職員の通勤手当に関する規則（平成17年山鹿市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「通勤」とは、」を「通勤」に改め、同項第2号中「交通機関等」とは、」を「交通機関等」に改める。

第7条第1項中「（次項）の次に「及び第8条第2号」を加え、同項第1号中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改め、同項第2号中「1か月」を「1月」に改める。

第7条の2第1項中「1か月」を「1月」に改める。

第8条第1号中「（同項第1号に規定する1か月当たりの運賃等相当額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第2号中「1か月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつて）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合において）」に、「1か月」を「1月」に改め、同条第3号中「1か月」を「1月」に改める。

第9条の2第1項中「第4項各号に掲げる」を「第4項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に、「及び第11条」を「、第10条の2第2項第2号及び第11条」に改め、同条第2項中「離職」の次に「（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が山鹿市の休日と定める条例（平成17年山鹿市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日と当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）を」を加え、同条第4項中「第9条第3項」を「第9条第4項」に、「次の各号に掲げる」を「1月当たりの運賃等相当額等（第8条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）及び給与条例第9条第2項第2号に定める額（第8条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）の合計額（第10条の2第2項において「1月当たりの通勤手当算出基礎額という。）が15万円を超えるときにおける」に、「同項」を「給与条例第9条第6項」に、「当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」に改め、同項各号列記の部分の削る。

第10条の2第1項中「第9条第4項」を「第9条第5項」に、「1か月」を「1月」

に改め、同項第1号中「たる」を「である」に改め、同項第3号中「。以下「派遣法」という。」及び「。以下「育児休業法」という。」を削り、「をされ」の次に「、地公法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をし、地公法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をし」を、「場合」の次に「（第10条の4第2項において「派遣等となった場合」という。）」を加え、同条第2項中「普通交通機関等に係る通勤手当に係る」を削り、「第9条第4項」を「第9条第5項」に改め、同項各号列記の部分を次のように改める。

(1) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 使用している定期券に通用期間が6月を超えるものがある場合 市長の定める額

(2) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額の合計額及び市長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

イ 前号イに掲げる場合 市長の定める額

第10条の2第3項中「第9条第4項」を「第9条第5項」に、「前2項」を「前項」に改め、「ときは、」の次に「市長が定めるところにより」を加える。

第10条の3第1項中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改め、同項第1号中「6か月」を「6月」に改め、同項第2号中「1か月」を「1月」に改める。

第10条の4第2項中「地公法第28条第2項の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、又は地公法第29条の規定により停職にされた」を「派遣等となった」に改める。

別記様式中「1か月」を「1月」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。